

I 主な取組の概要

子どもの参加の促進・子どもの権利の理解促進

○ 主な子どもの意見表明・参加の促進の取組

- ・ 「‘3まち’子ども交流」として、子どもたちがまちづくりに関する意見交換を行い、豊平区長へ提言（奈井江町、松本市、札幌市豊平区の3市町）
- ・ 交流事業に参加した子どもたちが「子どもレポーター」として編集した記事を「子ども通信」に載せて発信【新規P.14】
- ・ 「市政に対する子どもからの提案・意見募集ハガキ」合計：621名、1,836件の回答
テーマ：①財政状況の広報、②ウインタースポーツの振興

○ 主な理解促進・意識向上の取組

- ・ 学校の授業に活用できる子どもの権利パンフレットを教育委員会と連携して配布（小学4年・中学1年生全員）
- ・ 手に取りやすい保護者向け3つ折リーフレットを作成【新規P.4】
- ・ 学校、PTA関係者や地域団体への出前講座等を実施（子どもへの出前授業4回を含め、105回（平成27年度102回））
- ・ 「さっぽろ子どもの権利の日」事業「子どもの権利ポスター展」等の開催

○ 第2次子どもの権利推進計画（27～31年度）の成果指標に関する状況

- ・ 成果指標に関するアンケート結果（推移）

指標	対象	26年度	27年度	28年度
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども※1	63.1%	63.1%	64.6%
子どもが、自然、社会、文化などの体験しやすい環境であると思う人の割合	子ども※1	72.1%	77.0%	80.3%
	大人※2	60.8%	61.1%	56.9%
子どもの権利が守られていると思う人の割合	子ども※1	63.6%	67.1%	73.7%
	大人※2	50.1%	55.1%	52.8%

※1 子どもの値は、子ども未来局が実施した事業参加者等へのアンケート結果。計画期間中の経年変化を見るための参考値であり、実態意識調査とは調査方法が異なる。【P.23】

※2 大人の値は、まちづくり政策局が実施した「指標達成度調査」結果。

【まとめ】

子どもの権利の理念の普及・啓発のため、手軽に読める保護者向けリーフレットの作成や子どもが記事を編集し発信する「子どもレポーター」など新たな取組を含め、教育委員会や学校とも連携しながら、効果的な広報に努め、取組を推進した。

第2次推進計画の成果指標に関しては、経年変化として大人の割合が前年から減少しており、背景として、いじめや虐待、子どもの貧困など子どもの権利侵害の状況等の影響が考えられるが、これまでに実施した子どもの貧困対策検討のための実態調査や各種支援策を踏まえ、引き続き困難を抱える子どもや家庭への支援の充実・強化に取り組む必要がある。

一方、子どもの割合には上昇傾向が見られ、各地域や庁内で子どもの参加の取組等を進めてきた効果と捉えることもできるが、今後とも、学校や家庭、地域と連携しながら、効果的・効率的な取組を一層推進していく。

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

- いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに係わる相談から実際の救済までを行う。行政から独立した第三者的立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関に働きかけを行っている。

○ 相談状況

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
実件数	1,197 件 (0.5%増)	1,035 件 (13.5%減)	1,046 件 (1.1%増)	1,000 件 (4.4%減)	833 件 (16.7%減)
延べ件数	3,925 件 (6.2%減)	3,247 件 (17.3%減)	3,713 件 (14.4%増)	4,074 件 (9.7%増)	3,515 件 (13.7%減)

- ・ 28 年度の相談件数は、実件数 833 件、延べ件数 3,515 件
- ・ 前年度に比べ、実件数では 16.7%減、延べ件数では 13.7%減となっている。

○ 調整活動の状況

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
学校	8 件	17 件	22 件	22 件	20 件
その他 (うち虐待通告)	10 件 (6 件)	4 件 (4 件)	9 件 (1 件)	8 件 (3 件)	3 件 (2 件)
合計	18 件	21 件	31 件	30 件	23 件

- ・ 調整活動は 23 件につき実施
そのうち、学校を調整先とする案件は 20 件となっている（前年度比 2 件減）。
- ・ 28 年度における学校以外の調整先
児童相談所（2 件）、民間のクラブ（1 件）

○ 救済の申立て

- ・ 28 年度に申し立てられた案件はなかった。

○ 新たに実施した広報活動

- ・ 初音ミクのイラストを使用した広報物を製作し、各学級に掲示するラミネートポスターとして、市内小中学校及び高等学校、特別支援学校、児童会館に配布
- ・ 主に保護者を対象とした新たな広報用カードを製作し、ドラッグストア3社（アイン薬局、サッポロドラッグストアー、ツルハドラッグ）の市内 140 店舗で配布
- ・ 札幌市 P T A 協議会の広報紙「P T A さっぽろ」に活動内容等を紹介する記事を掲載
- ・ サッポロスマイル市政 PR コーナーのモニターで CM を放映（前年 3/31～継続中）

子どもの権利に関する教育委員会の取組

- 教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、教職員向けの研修や札幌市人権教育推進事業を実施した。
 - 校長や教員が権利条例についてより一層理解することができるように、新任管理職研修や初任者研修・10年経験者研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、いじめや不登校の対応に関する講演やピア・サポート※に関連した演習などを行った。
- ※ 子ども同士（仲間＝peer）が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組み

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「子どもの権利を大切にした教育の推進」	園長・校長 51 名
10 年経験者研修	講義「子どもの権利を大切にした教育の実践」	小・中・高・中等・特別支援学校教諭、養護教諭 243 名
初任者研修	講義「子どもの権利を大切にした教育の実践」	小・中・高・中等教育学校教諭 320 名
教育センター 研修講座	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」	教員 37 名
	講義「自殺予防の取組～教師として大切なこと」	教員 88 名
	講義・演習「いじめへの適切な対応を考える」	教員 155 名（講義編） 教員 71 名（演習編）
	講義「子どもの権利や命を守る」	教員 23 名
	講義「不登校への対応～関係機関と学校の連携」	教員 172 名
	講義・演習「子どもの育ちを支える教育相談 ～子どもや保護者との関係づくり～」	教員 188 名
	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐ ピア・サポートについて」	教員 112 名
	講演「不登校経験のある若者の 社会的自立を支える関わり」	教員 192 名
小中学校教育課程 研究協議会	子どもの権利を踏まえた各教科における教育課程の編成について協議した	小学校校長、教員 346 名 中学校校長、教員 209 名

Ⅱ 取組の状況

(第2次札幌市子どもの権利に関する推進計画の基本目標ごとの主な取組状況)

基本目標1 子どもの権利を大切にする意識の向上

(1) 広報の実施

① パンフレット等

権利条例の内容や具体的な事例を紹介するパンフレットや救済機関を紹介するリーフレット等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
子どもの権利	子ども用パンフレット (小学4年・中学1年生)	小学4年・中学1年生全員
	ミニ Book (子ども用チラシ)	小・中学生など
	Kenri Book (冊子)	一般、地域関係者など
	一般パンフレット (一般・高校)	高等学校、保育園、児童会館など
	大人用チラシ	小学1年生全員の保護者
	大人用リーフレット【新規】	母親教室、両親教室等の参加者 ※ 手に取りやすい3つ折・デザイン
	絵本・大型絵本 (マール)	児童会館、図書館、幼児教育センターなど
子ども アシスト センター	子ども用チラシ	小学1年・4年生全員、中学1年生全員
	子ども用カード	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の児童生徒全員、児童会館利用の児童生徒
	「初音ミク」イラスト使用 ラミネートポスター	小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校の全学級、児童会館及びミニ児童会館
	大人用チラシ	一般、地域関係者など
	大人用カード	ドラッグストアの市内店舗 (140)【新規】、 各区役所広聴係

② ニュースレター

子どもの権利に関するニュースレター、子どもの権利救済機関のニュースレターを各年度2回*発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース (一般向け)	地域や市政における子ども参加の具体的事例
子ども通信 (子ども向け)	学校、地域、市政における子ども参加の具体的事例 ※うち1回は「子どもレポーター」が取材、編集【P.14】
あしすと通信 (主に保護者向け)	子どもアシストセンターの活動状況や相談から見える子どもたちの姿など

③ その他

広報さっぽろでの子どもの権利イベントを紹介し、他部局や民間の子ども・保護者向けイベントでパネル展を実施したほか、子どもアシストセンターについて各区役所でCM放映を行った。

(2) さっぽろ子どもの権利の日事業

権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日（11月20日）」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

① 子どもの権利ポスター展

28年度は、子どもから募集した子どもの権利に関する啓発作品のうち、選考した奨励賞以上の作品を、子どもの権利の日を含む11月17日（木）～22日（火）までの1週間、JRタワー東コンコースに展示した。



② 市民参加型ブース～みんなで「すてきなまちのせっけいず」を描こう！～

「子どもの権利ポスター展」の来場者に、「子どもが住みよいまちとはどんなまちか」をテーマとしたイラストやメッセージを思い思いに表現し、パネルに貼ってもらった。



【実績】貼付枚数：約120枚

③ 札幌市青少年育成大会

平成28年11月12日（土）かでの2・7で、青少年育成活動に関わる団体や個人が集い、次代を担う青少年の健全育成における課題について、講演を通して考える機会とする大会を開催した。また、同会場にて、子どもから募集したポスター作品を展示するなど、子どもの権利の普及啓発を進めた。

(3) 出前講座等

子育てサロンの利用者及びボランティア、PTA・校長会などの学校関係者や地域団体等を対象に子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する講座を実施。

子どもを対象とした出前授業や教職員を対象とした出前講座も実施した。

【実績】

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
回数	109件	110件	112件	117件	102件	105件※

※28年度の主な対象：

学校関係 8件、PTA関係 12件、児童福祉・子育て支援関係 37件、
地域団体・青少年育成関係 11件、子ども 25件、その他 8件

(4) 子どもの権利推進アドバイザー（22年度より実施）

主に市職員や関連団体などを対象に、子どもの権利に関する助言や講演等を行うことを目的として、委嘱している。

28年度は、薄木宏一氏（前札幌市子どもの権利救済委員・弁護士）、小本恵子氏（札幌人権擁護委員）の2名に委嘱し、学校教育における人権教育推進事業との連携を含め、研修会や講演会等を実施した。

【実績】

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
活動回数	17 回	7 回	5 回	3 回	4 回

(5) 学校教育における理解促進に向けた取組

① 教員研修の実施（教育センター等における研修）

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び、10 年経験者・初任者を対象とした研修や、一般教諭向けの教育センター研修講座を実施するとともに、全小中学校参加の「小中学校教育課程研究協議会」において説明を行った。

【新任管理職研修】

実施日時/対象	平成 28 年 5 月 9 日（月）…新任管理職（園長・校長 51 名参加）
内 容	講義「子どもの権利を大切にした教育の推進」 講師：子）子どもの権利推進課長、子どもの権利救済委員 新たに昇任した校長等に対し、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるため、条例の理念を生かした教育のより一層の充実に関わる説明を行った。

【10 年経験者研修】

実施日時/対象	平成 28 年 8 月 4 日（水）…10 年経験者研修受講者 （小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭 243 名参加）
内 容	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」 講師：教）児童生徒担当係長、子）子どもの権利推進担当係長 校内外でこれから中心的な役割を担っていく 10 年経験者に対して、子どもの権利の考え方や実践例を紹介した。

【初任者研修】

実施日時/対象	平成 29 年 1 月 13 日（金）…初任者研修受講者 （小・中・高等学校教諭 320 名参加）
内 容	講義「子どもの権利を大切にした教育の実際」 講師：教）児童生徒担当係長、子）子どもの権利推進担当係長 初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

【教育センター研修講座】

実施日時/対象	平成 28 年 6 月 29 日（水）…教員 37 名参加（教職経験 20 年目程度の教諭）
内 容	講義「いじめの対応と学校体制の在り方」 講師：教）学校相談支援担当係長 いじめに対する組織的対応の在り方を事例から学ぶとともに、いじめ等のない信頼される学校づくりについての講義を実施した。
実施日時/対象	平成 28 年 8 月 17 日（水）…教員 88 名参加
内 容	講義「自殺予防の取組～教師として大切なこと」 講師：川野 健治（立命館大学教授） 自殺が起きないように子どもを支え見守るために大切にしたいことや、集団への予防的な働きかけについて講義を実施した。

実施日時/対象	平成 28 年 7 月 28 日（木）…教員 155 名（講義編）、71 名（演習編）参加
内 容	講義・演習「いじめへの適切な対応を考える」（午前：講義編、午後：演習編） 講師：新井 肇（兵庫教育大学大学院教授） いじめ防止対策推進法制定以降の学校に求められるいじめの未然防止と対応について、具体的な事例を基にした講義と演習を実施した。
実施日時/対象	平成 28 年 7 月 28 日（木）…教員 23 名参加
内 容	講義「子どもの権利や命を守る」 講師：田中 燈一（田中法律事務所弁護士） いじめや少年事件の事例及び学校事故の対応について講義を実施した。
実施日時/対象	平成 28 年 8 月 1 日（月）…教員 172 名参加
内 容	講義「不登校への対応～関係機関と学校の連携」 講師：本間 均（不登校対策相談指導員） 武内 隆央（星槎さっぽろ教育センター長） 相馬 契太（フリースクールネットワーク代表） 山名 徹（さっぽろ若者サポートステーション） 教育支援センターやフリースクール、若者支援総合センター等、不登校児童生徒を支援するための関係機関の具体的な支援内容について講義を実施した。
実施日時/対象	平成 28 年 8 月 1 日（月）…教員 188 名参加
内 容	講義・演習「子どもの育ちを支える教育相談 ～子どもや保護者との関係づくり～」 講師：島崎 政男（神田外語大学教授） 子どもの成長・発達を支える関係づくりのために、子どもからのメッセージを読み解き、課題を把握し、指導の方向と手立てを考える講義と演習を実施した。
実施日時/対象	平成28年 8 月 16 日（火）…教員 112 名参加
内 容	講義・演習「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 講師：栗原 慎二（広島大学大学院教授） 子どもの関わる力を高めるピア・サポートプログラムの具体的な実践について、講義と演習を実施した。
実施日時/対象	平成 29 年 1 月 11 日（水）…教員 192 名参加
内 容	講演「不登校経験のある若者の社会的自立を支える関わり」 講師：松田 考（札幌市若者支援総合センター館長） 不登校を経験した若者の現在に触れながら、不登校になっている子どもや不登校経験のある若者への支援など、社会的自立を支える関わりについて講演を実施した。

【札幌市小中学校教育課程研究協議会】

実施日時/対象	平成 28 年 11 月 25 日（金）…市内中学校校長、教員 209 名参加 平成 28 年 12 月 1 日（木）…市内小学校校長、教員 346 名参加 ※全市立小中学校から 1 名以上の校長、副校長、教頭、教諭等が参加
内 容	子どもの権利を踏まえた各教科における教育課程の編成について協議した。

② 人権教育推進事業による研究の実施

各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、札幌市人権教育推進事業において「子どもの権利に関する研究」を実施した。

28年度は、小学校1校、中学校1校、高等学校1校の研究推進校において、いじめ防止やピア・サポートの取組、子どもの権利の理解を深める学習に関する研究などを行うとともに、研究内容についての公開授業を実施した。

また、27年度から、人権教育推進事業の取組の一環として「札幌市人権教育フォーラム」を開催し、研究課題の1つである「子どもの権利に関する研究」についても、講演や研究推進校の発表に基づくグループ討議を行った。

ア 「札幌市人権教育フォーラム」の開催

日時/参加者	平成29年2月27日（月）14:00～16:45 札幌市教育センター（幼稚園・小・中・高・中等教育学校の校長・教頭・教諭33名）
目的	・学校外の人材などを活用した、子どもにとってより実感を伴う学習活動の在り方や有効性、実施上の課題等について協議し、学校における人権教育の充実改善等への参考とする。
成果	・「子どもの権利」については、札幌市子どもの権利推進アドバイザーの薄木宏一氏からの講演及び研究推進校18校の実践発表を基に、参加者同士が自校の取組等を話し合い、子どもが自他の権利を考える授業のあり方やピア・サポートプログラムの具体的な進め方などについての理解を深めた。

イ いじめ防止の取組と子どもの権利の理解を深める学習に関する研究（小学校1校）

子どもの権利のうち、「安心して生きる権利」や「参加する権利」と関連させ、「いじめ根絶宣言」の取組を実施するとともに、子どもの権利の理解を深める学習について、道徳の授業を公開した。

実施校	市立米里小学校
テーマ	安心して生きることの大切さ、自分らしく生きることの大切さを学ぶことで、子どもが自分の権利と他の子の権利を意識し、自他の権利を大切にする態度を育てる。
実践1	○講師による「いのちを伝える出前授業」の実施 ・PTAとの共催で「命はどこから来たのか」をテーマに授業を行った。母親のお腹にいる時に「声をかけられなかった赤ちゃんは生きることをあきらめ、死産になった」という例から、「自分に命があるのは、多くの人々に手をかけられ、大切にされてきた」ことを実感させ。そこから、他者の命を大切にしなければならないと考えていった。命の不思議さから「いじめ」や他者の「生きる権利」について考えを深める授業となった。 
実践2	○6学年総合的な学習の時間「思いやりの心を育てよう」の実践 ・6年生が思いやりの心をテーマにした「紙芝居作り」、「思いやり標語コンテスト」「思いやり振り返り」の活動を全校に向けて実施した。「思いやり標語コンテスト」では、入賞した児童を全校朝会で表彰するなどの活動を行い、日々の生活で思いやりを意識するよう取り組んだ。 

	○人権に関する本の読み聞かせ会と「いじめ根絶宣言」の実施 ・保護者の読み聞かせ活動と連動して、子どもたちに人権に関する本の読み聞かせを行った。その後、子どもたちがいじめをなくすためにできる活動として、いじめは認めないという趣旨のカードを書き、「いじめ根絶宣言」と題して各学級に掲示した。  ○公開授業 平成28年12月15日(木) 5校時 6年 道徳 「考えよう世界のこと」(国際理解・国際親善) ・人権に関する本の読み聞かせで登場する子どもたちが札幌市の子どもの権利条約に示される4つの権利を侵害されていることや、それは、日本国憲法における基本的人権の侵害でもあることを子どもたちがとらえた。 その上で、権利を侵害されている子どもたちにはどのような権利が必要であるかを考え、意見を交流した。また、このように自分の意見を出し合うことが、「参加する権利」につながることを伝え、意見を言うことは自分の権利であるという視点をもたせるようにした。 
成 果	参観者： 学校関係(17名)、子どもの権利委員(2名)、子ども未来局(3名)、教育委員会(5名)
課 題	・「いじめ根絶宣言」や「人権に関する本の読み聞かせ」を今年度も実施し、継続して取り組むことで、より他者の気持ちを考えながらいじめや人権について考えを深める子どもが多くなった。 ・人権を他者への思いやりの心を育てるという観点から見直し、総合的な学習の時間を通して、全校児童へ思いやりの心を育てる取組を広げることができた。抽象的な人権について、具体的な取組を通して考えたり、広めたりすることができた。 ・子どもの参加する権利を具体的な取組から学ぶ資料が少なく、何を通して子どもが参加する権利を学ぶかが難しいと考える。

ウ ピア・サポート等の取組に関する研究(中学校1校、高等学校1校)

ピア・サポート等の取組を教育課程に位置付け、全校で実施するために、授業研究や教員研修等を実施した。

実施校	市立上篠路中学校			
テーマ	ともに学び問題解決に向かうことができる生徒の育成 ～自己肯定感や自己有用感をもち、行動できる生徒の育成～			
実践 1	○ 1 年間に 3 回、全学年の道徳でピア・サポートトレーニングの実施 ・ 道徳的实践力の育成に資する活動としてピア・サポートを取り入れることにより、相互を思いやり、助け合い、支え合える人間関係について考え、行動できるようにする。			
	【学習内容】			
	学年	1 学期	2 学期	3 学期
	1 年	ピア・サポートとは	怒りの感情	すてきな聴き方
	2 年	すてきな頼み方	上手なコミュニケーションの取り方	AL' S※の法則 1 (対立解消の実践)
3 年	AL' S※の法則 2 (対立解消の実践)	話し合いでの解決を 目指そう	ピア・メディエーション	
※ アルス：Agree（合意する），Listen（聴く），Solve（解決）の略称。 対立問題に対して 3 つの段階で解決していく方法。				

	・「ピア・メディエーション」は対立する両者の間に入り、公平に耳を傾け「両者の合意点を探って解決に導く」ことを目的として、生徒を主役として、生徒間の人間関係の不調を、生徒の力によって互いに折り合いのつく形で決着できることを目標に実践を重ねている。 ・「有志による合唱」や生徒会が小学校を訪問して、中学校の様子を紹介する「小中連携事業」など、既存の活動にピア・サポートの考え方を取り入れ、同学年や同校種だけではないピア（仲間）が仲間を支え合う取組と位置付けた。また、今年度からできた特別支援学級生徒のために、グラウンドの一部に小さなスキーの山を部活動の有志（ピア）が作成した。これらの活動により生徒には自己有用感が少しずつ育ち始めている。
実践2	○外部との協働による実践 ・校種を超えた、近隣の学校との交流 英藍高等学校には、生徒会の外局で「ピア・サポート局」がある。本校の生徒会と交流することで、本校生徒の刺激になるばかりでなく、進路への意識づけや、自主的な生徒会活動への関心も深まった。 ・職員研修の継続 毎年、長期休業中に行われるピア・サポート研修に教職員が参加し、受講してきた内容を校内研修会で他の教職員に還元することが定着している。そのため、職員構成が変わっても独自の取組やその意義が薄れることなく継承されている。
成果	・健全育成推進会と連携して「命の大切さ」の講演会を行った。 本校卒業生がJICAの活動を通じて知った発展途上国の子どもの様子から、他の国の仲間（広義のピア）の痛みを共有できた。 ・文化系部活動の有志が、札幌市教育委員会が主催する中学校文化系部活動等スポーツ大会に参加し、助け合いながら活動することができた。
課題	・道徳の教科化に伴い、さらに人権教育との関連づけを深めること ・身に付けた知識や考えを表現することや、コミュニケーション能力の育成を図る



実施校	市立啓北商業高等学校
テーマ	・ピア・サポート活動を通じて、話す、聴く、相談にのるなどのコミュニケーションスキルと豊かな人間関係の基礎となる「支えあう温かな関係性」を育み、自己肯定感の向上と問題解決へと向かう心情や態度を育てる。
実践1	○ピア・サポート活動に関する校内体制の構築と教職員の指導力の向上 ・ピア・サポート活動を全校で取り組むにあたり、その円滑な実施のためにピア・サポートについて職員会議や校内研修会で共通理解を図った。また、校外で行われているピア・サポートに関する研修会に参加し、教職員の指導力の向上を図った。
実践2	○ピア・サポートトレーニング、ピア・サポート活動 ・ピア・サポートトレーニングとピア・サポート活動を通じて基礎的なコミュニケーションスキルと豊かな人間関係の基礎となる「支えあう温かな関係性」を育み、自己肯定感の向上と問題解決へと向かう心情や態度を育てる。また、高等学校卒業後も社会の中において、お互いが助け合おうとする態度を育成する。 ・ピア・サポートトレーニングにおいて、ピア・サポーターに必要なコミュニケーションスキルを訓練し、支え合う人間関係づくりの手法や態度を学んだ。 ・日常におけるピア・サポート活動において、自分の悩みを人に話したり、仲間の悩みを聞くことを通じて自ら抱える問題を客観視したり、問題解決に向けてアイディアを出し合ったりした。

	【前期日程】			【後期日程】		
	回	内容	ターゲットスキル	回	内容	ターゲットスキル
	1	出会いのコミュニケーション／ピア・サポートとは何か	自己・他者理解①	1	オリエンテーション&コミュニケーション	自己・他者理解①
	2	積極的な話の聴き方／FELORモデル	聴く・話す練習①	2	びあカフェ(誰でも飛び入り参加OK!)	リラックス
	3	プラスのストローク(肯定的な関わり方)を使おう	聴く・話す練習②	3	リフレーミング(言葉の言い換え)応用編	聴く・話す②
	4	リフレーミング(言葉の言い換え)を使おう	聴く・話す練習③	4	びあカフェ(誰でも飛び入り参加OK!)	つなげる・つながる
	5	気持ちを読む・非言語から感情を読む	自己・他者理解②	5	人間関係のもめごと解決「メディエーション」	もめごと解決
	6	人間関係トラブルの仲裁:ピア・メディエーション体験	トラブル解決	6	びあカフェ(誰でも飛び入り参加OK!)	励ます・応援する
	7			7	ピア・サポートプランを考える・講座終了証授与	ピア・サポートプラン
	8	上手に断る方法／日常の中でピア・サポートをする	自己防衛			
	9	啓北ピア・サポート講座修了証授与&交流会				
成 果	- 職員会議やピア・サポートに関する日々の報告を通して、学校としてピア・サポート活動の意義や取組の方法を共有することができた。また、教職員が校外のピア・サポートの研修会に積極的に参加したり、校内のピア・サポートに参加することで、教員の指導力向上にもつながった。 - ピア・サポートトレーニングでは、普段から友人の話を聞き、仲裁もできる生徒がいる一方、コミュニケーションや人間関係づくりに課題がある生徒もいたことで、小集団でのトレーニングが多様性のあるものになった。その結果、それぞれの目的に応じて学び合える場ができ、生徒のコミュニケーション能力が向上したことに加え、人間関係づくりに肯定的になったり、講座内において新しい仲間づくりが行われた。後期に設けた「びあカフェ」では、リラックスした雰囲気の中、悩みを仲間に話したり、仲間の悩みを聴くことを通じて自分だけでは解決できなかった問題を仲間の力を通して解決したり、語りや場を共有したりすることで安心感が生まれた。					
課 題	「人の役に立ちたい」という思いは共通していても、積極的な生徒はピア・サポートトレーニングに参加することができるが、遠慮がちな生徒は一步が踏み出せないということがあった。仲間と関わり自己肯定感や有用感を育てるために、そのような生徒に対してどういう声かけをするか検討する。 - ピア・サポートの考え方や実践方法をさらに生徒・教職員間に広げるためには、どのようにしたら良いのかを検討する。					

基本目標2 子どもの意見表明・参加の促進

(1) 市政における子どもの意見の反映

① 子ども議会（13年度より実施）

市政に関するテーマについて、話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめている。本会議では、子ども議員が議場で提案を発表し、市長等がこれに対して答弁。



【実績】

- 子ども議員数：40名、大学生サポーター：11名
委員会開催回数：6回
- 提案項目
 - ・ 環境に優しい生活の実践について
 - ・ 男女共同参画について
 - ・ 児童会館の複合化について
 - ・ 冬季オリンピック・パラリンピックの招致について

② 「意見募集ハガキ」（24年度より実施）

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布した。

子どもから寄せられた提案・意見の概要やそれに対する札幌市の見解を、子どもの権利のホームページや広報紙に掲載している。

テーマ	主な意見	件数
①財政状況の広報	・ 子どもがつくったポスターを掲載する ・ CMなど市民が毎日目にするところで知らせる	1,836件 (621名)
②ウインタースポーツの振興	・ 元オリンピック選手に教えてもらう機会をつくる ・ 授業に取り入れ、学校での施設利用は無料にする	

③ 市政における子どもの意見表明の機会の促進

子どもを対象としたパブリックコメント、ワークショップやアンケートを実施するなど、市政に子どもの意見を反映する仕組みを拡大するよう、取組を推進した。

【主な内容】

項目	内容
第10次札幌市環境保全協議会の運営 【環境局】	第10次協議会では、札幌市温暖化対策推進計画の目標達成に向け、家庭、業務、運輸部門において効果的な温暖化対策を進めるための各種プロジェクトを実施しており、高校生2名が委員として参加した。会議運営やプロジェクト実施にあたっては、分かりやすい資料の作成を心掛け、高校生の発言を促すとともに、高校生も参加しやすい取組内容の検討を行った。

市政に対するまちづくりの提言 【子ども未来局】 【教育委員会】	宮の丘中学校2年生の家庭科の授業の一環として、幼児や保護者とのふれ合い体験を行った。その中で、生徒が子育て中の保護者から子育てに関する悩みや家族・地域に対して望むことなどを聞き取り、話し合ってまとめた市政に対する要望等に対して、札幌市からは現在の取組状況と意見表明の大切さやまちづくりへの参加の期待を手紙で伝えた。
発寒西公園ほか2公園 実施設計 【建設局】	発寒西公園の再整備計画の検討に際し、主な公園利用者である小学生の意見や要望を取り入れるために、西小学校の協力を得て、アンケート調査（全児童：841名）、ワークショップ（8名）を実施した。新しい公園の計画案に子どもの生の声を反映させるとともに、公園への興味や新しい公園に対する愛着を持ってもらうことを目的とした。なお、ワークショップ当日は公園の図面と遊具の絵を用意し、子どもに遊具の配置や広場の大きさなどを考えてもらう工夫も行った。調査結果はニュースレターにして、小学校へ配布した。
東区多世代交流事業 （味噌美食イベント） 【東区役所】	子どもたちが地域住民や大学生らと一緒に料理を行うことを通して、子どもと大人の交流をさらに深め、まちづくり活動の新たな担い手の発掘や地域活性化を図ることを目的に実施した。前年度の味噌作りワークショップに参加した北光地区と札幌地区の子どもたち（57名）を対象に、子どもたちが育てた大豆も材料として作った味噌を使った味噌汁で昼食会を行うなど、生産から消費までを通して学ぶ食育にもつながる取組とした。
清田区中学生サミット 【清田区役所】	中学生にまちづくり活動への参加意識を持ってもらい、自ら行動するきっかけづくりを目的として開催した。清田区内の市立中学校全7校の生徒会役員34名を対象に、「住みよいまち」をテーマにグループディスカッションを行い、自由に意見を出し合ってもらった。後日、清田区民フォーラムへの参加も依頼し、開催結果の発表を行った。

④ 「‘3まち’子ども交流」

札幌市と同様に「子どもの権利条例」を制定している空知郡奈井江町「奈井江町子ども会議」と長野県松本市「まつもと子ども未来委員会」、札幌市豊平区の子ども同士の交流事業「‘3まち’子ども交流」を実施した。

2017 冬季アジア札幌大会の開催に向けた、地域の機運の醸成と活性化を図るための地域振興策など「おもてなし」の取組をテーマに、開会式会場の札幌ドームや競技会場のどうぎんカーリングスタジアムの視察等の上で意見交換を行い、道内外それぞれの視点から、子どもの斬新なアイデアを豊平区長に提言した。

※ 奈井江町は、道内で最も早く平成14年に権利条例を制定しており、奈井江町子ども会議では、子どもがまちのイベントや地域の環境活動に関する取組を企画、実施している。

松本市は、平成25年に権利条例を制定し、札幌市とは「観光・文化交流都市協定」を締結している。

⑤ 子どもレポーター（28年度より実施）

子ども向け広報誌を、子ども自らが取材・編集し、活動を発信することで、子どもの意見表明の機会となるよう、上記「‘3まち’子ども交流」に参加した豊平区の子どもと「子ども交流会」に参加した27年度子ども議員が、「子ども通信」（第16号）の記事を編集・作成した。

作成にあたっては、事業当日に取材するとともに、編集会議を行い、今後、子どもたちが地域等での活動参加や意見表明の機会の増加に結びつけるよう工夫した。



(2) 多様な体験活動に対する支援

① プレーパーク事業の推進

子どもの自主性・創造性・協調性を育むことを目的として、地域住民等が、公園等において規制を極力減らして開催・運営する「プレーパーク」を推進している。

【実績】

普及啓発事業	札幌市プレーリーダー研修会の実施、23名参加 出前講座：6団体に実施、155名参加
活動支援事業	プレーパーク実施団体に対する活動の支援 ・実施回数 99回 ・参加者数 4,409名

② 子どもの体験活動の場の支援

旧真駒内緑小学校跡施設「まこまる」において、プレーパークや昔遊びなど、多様な体験機会を子どもに提供する子どもの体験活動の場「C o ミドリ（こみどり）」の運営を支援している。

C o ミドリでは、開館日には、毎日プレーパークを実施するほか、子ども会議や地域住民が講師となる各種講座等のイベントを開催している。

【実績】

○ 子どもの体験活動事業

- ・開館日数 179日
- ・利用人数 12,914人（子ども9,879人、大人3,035人）
- ・行事数 129回

○ コミュニティカフェ

- ・開店日数 264日
- ・利用人数 4,452人

(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

① 庁内（21年度より実施）

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【子どもに分かりやすい情報発信】

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
ホームページ	123	186	251	304	285
パンフレット等	142	222	271	335	305
その他	37	56	100	110	103
合計	302	464	622	749	693

【子どもの参加】

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
市政への参加※ ¹	46	77	72	78	94
行事等への参加※ ²	378	449	503	593	592
合計	424	526	575	671	686

※¹ 子ども向けのパブリックコメント、アンケート、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※² 行事の準備、当日の発表、仕事の体験など、参加者として参加したもの。

② 地域（23 年度より実施）

地域団体等が実施している、子どもの参加の実践例などの取組状況について調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【事例数】

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
企画運営※ ¹	11	15	11	22	26
行事への参加等※ ²	93	119	117	198	220
大人の取組※ ³	29	41	43	70	93
合計	133	175	171	290	339

※¹ 行事等の計画段階から子どもが関わっているもの。

※² 行事当日の手伝い、参加者として参加しているものなど。

※³ 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人の取組や活動など。

基本目標3 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 保護者への啓発や、相談・支援体制の充実

① 啓発活動の充実

子ども未来局の職員が30か所の児童会館での子育てサロンを訪問し、子どもの権利に関する広報を実施した。協力を得られた児童会館では、子どもの権利の絵本「おばけのマールとすてきなまち」の読み聞かせを実施した。



また、保健センターで行われる両親教室、母親教室、乳幼児健診に際し、子どもの権利に関するチラシを配布する等、若い親世代への普及啓発を実施した。

② 子どもの貧困対策に関する検討

「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2015」において、29年度の「(仮称) 子ども貧困対策計画」策定を計上し、子どもの貧困についての調査研究及び計画的な取組の推進を行うこととしている。

28年度には、子ども・若者やその世帯の家庭生活、教育、就労等の実態を把握し、計画策定の基礎資料とするための実態調査として、市民アンケート、支援者ヒアリング、座談会を実施した。

計画策定に向けては、庁内横断的な「子どもの権利総合推進本部会議」及び「子ども・子育て会議」など審議会の意見等を踏まえ、検討を行っている。

なお、計画策定前にも、進学に際し必要な生活費等についての給付金を支給する「児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業」を開始するなど、実施可能な施策については逐次着手している。

【実績：児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業】

対象者数	12名
内容	児童福祉施設入所児童等が大学等に進学するために措置解除となる際、措置解除後の生活費等を、入学初年度に限り、600千円を限度額として支給する。(返還義務なし)

(2) 子どもの居場所づくり

① 放課後の居場所づくり

【児童会館】

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、1中学校区に1館を基本とし、現在は105館整備している。

【ミニ児童会館】

校区内に児童会館がない小学校の児童の放課後の居場所を確保するため、当該小学校の余裕教室等を活用したミニ児童会館を整備している。

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
整備数	79館	86館	94館	97館	97館

【中・高校生の居場所づくり】

中・高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できる場所として、児童会館がその役割を果たせるよう、中・高校生の利用促進に繋がる体制及び環境づくりを行っている。

【札幌緑小学校区における居場所づくり】

（仮称）札幌緑小学校区多世代交流施設整備のため、地域説明会とともに、子どもの意見を反映させるために、子どもワークショップをそれぞれ3回開催した。

② 学びの環境づくり（24年度より実施）

不登校児童生徒の受け皿として、学習支援や体験活動など、子どもの学びの環境の充実を図っているフリースクール等民間施設に対し、事業補助による支援を実施した。

【実績】

補助団体数	7団体
補助額合計	12,412千円（28年度交付額（概算））
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

(3) いじめ・不登校への対応

① いじめに対する取組

教育委員会においては、「札幌市いじめ防止等のための基本的な方針」を策定するとともに、「悩みやいじめに関するアンケート調査」を実施した。

各学校においては、いじめ防止基本方針を策定するとともに、いじめの取組年間計画に基づいた組織的ないじめ防止策を推進した。

また、教育委員会のアンケート調査の他、学校独自のアンケート調査を定期的に行い、その回答を基に子どもとのきめ細かな教育相談を実施することで、いじめの早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

【いじめに関する意識調査（市立小学校、中学校、高等学校の合計）】

年度	25年度	26年度	27年度	28年度
いじめられたことがある	12.1% (16,584人)	12.8% (17,574人)	12.5% (17,178人)	12.3% (17,078人※)
ない	86.9% (119,478人)	86.2% (118,712人)	86.6% (119,387人)	86.9% (120,225人)

※ 平成28年11月の調査で「いじめられたことがある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い、保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、解消に向けて教育委員会が継続的に状況を確認している。

② 不登校に対する取組

不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「相談支援パートナー事業」を実施した。全中学校及び開成中等教育学校に「相談支援パートナー」を配置し、主に別室等での学習や体験活動等、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行い、不登校状況の改善を図った。また、小学校 10 校に「相談支援リーダー」を配置し、不登校の子どもや家庭を支援するとともに、「相談支援パートナー」に対して子どもへの関わり方等について指導・助言を行った。

さらに、市内 6 ヶ所の不登校支援施設において、仲間と関わりながら学習や体験的な活動に取り組み、学ぶ楽しさを実感することで、人と関わることへの抵抗感を和らげるなど、状況の改善を図り、学校復帰を含めた社会的自立を目指す支援を行った。

【不登校児童生徒（市立小学校、中学校の合計）】

年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
児童生徒数	1,700 人	1,623 人	1,772 人	1,846 人	2,031 人

※「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」27 年度まで集計

【相談支援パートナー事業の実績】

配置校（小 10 校・中、中等 98 校）において相談支援リーダーやパートナーが支援している児童生徒数は、年間 886 名（27 年度）であった。リーダーやパートナーが支援を行うことによって、学習や人と関わることへの意欲が高まるなど、質的な状態の改善が図られている。

基本目標4 子どもの権利の侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第33条に基づく子どもの権利の侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。

① 子どもアシストセンターの概要

【目的】

権利条例第33条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

【特徴】

- ・権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- ・相談の延長としての調整活動、申立て・自己発意に基づく調査・調整勧告等を行うことができる。
- ・通話料のかからない子ども専用電話を設置している。
- ・メール相談を導入している。

② 相談活動の実績

28年度の相談件数は、実件数833件、延べ件数3,515件であり、前年度比では、実件数で16.7%減、延べ件数で13.7%減であった。

なお、この件数の中には、相談者に他機関を紹介したものや、相談者の同意を得て学校や関係機関などに働きかけるなど調整活動を行った件数も含まれている。

【相談実績【P.2再掲】】

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
実件数	1,197件 (0.5%増)	1,035件 (13.5%減)	1,046件 (1.1%増)	1,000件 (4.4%減)	833件 (16.7%減)
延べ件数	3,925件 (6.2%減)	3,247件 (17.3%減)	3,713件 (14.4%増)	4,074件 (9.7%増)	3,515件 (13.7%減)

【相談状況の内訳】

子どもと母親からの相談が大半を占め、両者を合わせると実件数の89.9%を占めている。

相談してきた子どものうち、最も多いのは中学生（148件、35.2%）、次いで小学生（143件、34.0%）となっている。また、相談（保護者等からのものも含む）の対象となった子どものうち、最も多いのは小学生で実件数の40.7%を占めている。

相談方法別では、保護者等からは電話による相談が多い一方で、子ども本人についてはメールによる相談が高い割合を占めている。

区分	子ども 本人	父親	母親	親族	学校	その他	合計
電話	939	38	736	34	76	80	1,903
	26.3%	1.1%	20.6%	1.0%	2.1%	2.2%	53.4%
面談	85	15	116	2	9	14	241
	2.4%	0.4%	3.3%	0.1%	0.3%	0.4%	6.8%
Eメール	1,249	14	144	0	1	12	1,420
	35.0%	0.4%	4.0%	0.0%	0.0%	0.3%	39.8%
その他	1	0	2	0	0	0	3
	0.0%	0.0%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
合計	2,274	67	998	36	86	106	3,567
	63.8%	1.9%	28.0%	1.0%	2.4%	3.0%	100.0%

※ 案件によって相談方法が重複するものがあり、相談実績延べ件数と合計は一致しない。

③ 調整活動の実績

相談対応だけで問題の解決を図ることに限界がある場合、当事者同士の上に公的第三者として入り、問題解決のためのさまざまな調整が必要になることもある。このため、申立てに至る前の「相談」段階においても、救済委員の判断でこれを行うこととし、「調整活動」と位置付けている。

28年度の調整活動は、23件の案件について実施した（27年度は30件）。

このうち学校を調整先とする案件は20件であり、学校と子ども（保護者）の間に立って問題の解決を図った事案が多くを占めた。児童相談所を調整先とする案件は2件となっており、虐待が疑われる案件として、児童虐待防止等に関する法律第6条に基づき児童相談所に通報したものである。

相談項目別・調整先別「調整活動」件数

調整先 相談項目	小学校	中学校	高 校	市教育 委員会	児童 相談所	その他	計
家庭生活 (放課後生活、虐待など)	0	0	0	0	2	1	3
学校（幼稚園）生活 (いじめ、子どもと教師の 関係、不登校など)	16	4	0	0	0	0	20
合 計	20			3			23

その他：民間のクラブ（1）

④ 申し立てによる調査

救済の申し立ての対象は、子どもの権利侵害の個別救済とする。解決のために必要なときは調査や調整を行うが、相手を諷めたり白黒をつけるためではなく、何が子どもにとって最善であるかを関係者が共有し、相互に理解しながら、子どもを支援することを目的とする。

28 年度に救済の申し立てがされた案件はなかった。

⑤ 他の機関との連携

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民 20 機関が参加)」を開催している。

(2) 児童虐待への対応

24 時間 365 日対応している「子ども安心ホットライン」を児童相談所に開設しており、虐待通告を受け付けるとともに、子育ての悩み相談にも対応している。

各区の家庭児童相談室には 28 年度から主査（相談・支援）に替えて家庭児童相談担当係長が配置されるとともに、事務職員 1 名が配置されて体制が強化されている。

【児童虐待取扱件数（児童数）】

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
児童相談所	435 (0.5%減)	402※ (7.6%減)	1,159 (188.3%増)	1,480 (27.6%増)	1,798 (21.5%増)
〔うち面前DVを 除いた参考値※〕		〔378 (-)〕	〔623 (64.8%増)〕	〔794 (27.4%増)〕	〔1,182 (48.9%増)〕
区役所	264 (38.9%減)	251 (4.9%減)	232 (7.6%減)	160 (31.0%減)	232 (45.0%増)

() は前年度比

※ 25 年度までは、調査を実施した上で、一過性のものや、既に別居や離婚により児童の安全が確保されている場合などは心理的虐待として認定していない。

【28 年度の虐待内容の内訳】

身体的虐待：14.6%、性的虐待：1.0%、ネグレクト：24.0%、特に、心理的虐待の割合が全体の 60.4%と多くを占めている。(児童相談所取扱分)

【児童虐待通告受付件数（児童数）】

年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
児童相談所	1,316 (44.3%増)	1,419 (7.8%増)	1,809 (27.5%増)	1,991 (10.1%増)	2,216 (11.3%増)
区役所	177 (5.3%減)	100 (43.5%減)	169 (69.0%増)	117 (30.7%減)	254 (117.1%増)

() は前年度比

【今後の取組】

増加する児童虐待等への対応や地域との連携強化に向けて策定した「第2次札幌市児童相談体制強化プラン」に掲げた事業について、29年度から31年度までに重点的に取り組んでいく。

(3) 重大な権利侵害への対応

子どもの虐待死や子どもの自死等、深刻な権利の侵害の防止に向け、「子どもの命を守る連携協力会議」等の開催をはじめ、警察や医療機関、学校等関係機関との情報共有や具体的な対応を進めるなど連携体制をとっているところであり、引き続き未然防止に向けた取組を進める。

また、いじめ重大事態など権利侵害が発生した場合には、心理、医学等の専門知識を有する第三者による調査を実施し、事件の背景などについて分析、検証を行い、再発防止に向けた取組を徹底する。

平成27年に発生した児童虐待死を受けた「札幌市子ども・子育て会議児童福祉部会」の検証報告を踏まえて、第2次札幌市児童相談体制強化プランに基づき、相談支援力の強化や相談機関の適切な役割分担と連携体制の構築などに取り組んでいる。

Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進体制

1 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置。28年度は、第4期の委員会（28年5月～30年5月）としての活動が始まり、主に子どもの権利条例に関する取組状況の検証等を行った。

【実績】

- ・委員数：15名（公募委員6名、うち3名が高校生）
- ・分野：学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者
- ・開催回数：2回（28年度）

2 第2次子どもの権利に関する推進計画

権利条例第46条に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を策定。計画の評価・検証は、「札幌市子どもの権利委員会」で実施している。

【計画期間】

27年度～31年度（5年間）

【基本理念】

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

【基本目標】

1. 子どもの権利を大切にする意識の向上
2. 子どもの意見表明・参加の促進
3. 子どもを受け止め、育む環境づくり
4. 子どもの権利の侵害からの救済

【成果指標】

指標	対象	実態意識調査※1		目標値 (31年度)	指標達成度調査等※2	
		21年度	25年度		27年度	28年度
自分のことが好きだと思う子どもの割合	子ども	53.2%	65.4%	75%	63.1%	64.6%
子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやすい環境であると思う人の割合	子ども	42.4%	59.3%	65%	77.0%	80.3%
	大人	55.4%	54.9%	65%	61.1%	56.9%
子どもの権利が守られていると思う人の割合	子ども	48.3%	57.0%	65%	67.1%	73.7%
	大人	48.4%	49.1%	65%	55.1%	52.8%
いじめなどの不安や悩みを身近な人などに相談する子どもの割合（目標値は30年度）※3	小学校	-	92.6%	95%	92.5%	93.8%
	中学校	-	83.2%	88%	82.9%	84.6%
	高校	-	82.1%	86%	83.1%	87.7%

※1 「子どもに関する実態意識調査」結果。子ども未来局が実施。

※2 まちづくり政策局（27年度までは市長政策室）が実施。なお、子どもの値は、事業参加者へのアンケートなどの結果であり、計画期間中の経年変化を見るための参考値であることから、大人の調査や子どもに関する実態意識調査とは調査方法が異なる。

※3 「札幌市教育振興基本計画」の成果指標。教育委員会が実施。